

すこやか子育て支援金

子育て世代の経済的な負担を軽減するため、子どもの出生時と小学校入学時に、支援金を支給します。

出生祝い金

●対象者 生まれた子どもが市内に住所を有しており、子どもが生まれる6ヶ月以上前から、市内に住所を有している保護者

支給額

- 第3子まで 5万円
 - 第4子 10万円
 - 第5子以降 20万円
- 申請期限 子どもの出生から1年以内

入学祝い金

●対象者 市内に住所を有する第3子以降の子どもが、令和6年度に小学校に入学し、令和5年10月1日以前から市内に住所を有している保護者

支給額

10万円

申請期限

令和7年3月31日(月)

●申請方法 申請書に必要事項を記入の上、各総合支所市民サービス課に提出してください。

※詳しくは、問い合わせください。

●市民生活部子育て支援課 ☎(22)2360

スマイル子育てサポート券

1歳未満の乳児の子育てにかかる、育児用品購入費用の一部を助成します。

●対象者 市内に住所を有し、1歳未満の子どもを養育する保護者

●助成内容 1枚(月)当たり5千円のスマイル子育てサポート券を、最大12枚交付

※市内の指定店舗でのみ使用可能

●助成対象品目 おむつ、ミルク、離乳食などの乳児用食品、肌着などの衣類など

●交付期間 子どもが生まれた月の翌月から満1歳に達した月まで

●申請方法 申請書に必要事項を記入の上、各総合支所市民サービス課に提出してください。

※詳しくは、問い合わせください。

●市民生活部子育て支援課 ☎(22)2360

小学校入学支援事業補助金

小学校に入学する第3子以降の子どもにかかる、学用品などの購入費用の一部を助成します。

●対象者 5月1日時点で、

特別児童扶養手当・障害児福祉手当の申請

各手当を受給するには、申請して認定を受ける必要があります。詳しくは、問い合わせください。

特別障害者手当

●対象者 20歳以上で著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の人

※おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度の障害が重複する人、著しく重度の精神障害がある人、難病の人など

●手当額 月額2万8840円

※施設に入所中の人、病院などに3カ月を超えて入院している人、本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている人は受給できません。

●障害児福祉手当

●対象者 20歳未満で重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の人

●手当額 月額1万5690円

※施設に入所中の人、本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている人は受給できません。

●市民生活部社会福祉課 ☎(22)1340

家族介護慰労金支給事業

●対象者 要介護3以上の高齢者を、介護保険サービスを利用せず介護する同居家族または、同一敷地や隣接する敷地に居住している家族

●主な支給要件

- 介護保険サービス(年間10日間程度のショートステイ、福祉用具貸与、特定福祉用具販売および住宅改修を除く)を1年間利用していないこと
- 1年以上市内に居住し、住所を有していること
- 住民税非課税世帯であること
- 通算90日を超える入院をしていないことなど

●支給金額 6万円(年1回)

●申請期限 令和7年3月31日(月)

●申請方法 申請書に必要事項を記入の上、介護福祉課に申請してください。

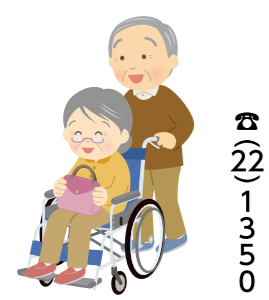
※詳しくは、問い合わせください。

●市民生活部介護福祉課 ☎(22)1350

●市民生活部社会福祉課 ☎(22)1340

●市民生活部社会福祉課 ☎(22)1340

●市民生活部介護福祉課 ☎(22)1350



市内の文化財散策

正中の板碑

若柳武鎗地区の安養寺には「正中の板碑」と呼ばれる石碑があります。板碑とは、鎌倉時代から戦国時代にかけて、亡くなった人の供養や生前に自身の死後の冥福を祈るために造られた板状の石碑で、仏などを表す文字やお経の一部、供養の内容、年月日、供養される人や供養を行った人の名前などが刻まれています。正中の板碑は、高さが125センチメートル、幅43センチメートル、厚さ32センチメートルの角柱型で、碑の上部に阿弥陀如来を表す梵字が、その下には「七仏通戒偈」という経文にある「願諸衆生 諸悪莫作 諸善奉行 生きとし生けるものに願う もるもるの悪をなすことなかれ もるもるの善を行いなさい」という一節が刻まれています。板碑の造立は、石材の調達や加工など、経費のかかるものであり、もともとは武士のような有力層を中心に広まっていたと考えられています。一方で、同じ信仰を持つ人々が共同で立てる「結果板

種別 市指定有形文化財(歴史資料)
指定日 昭和53年11月1日
所在地 若柳武鎗字町館安養寺境内

問 教育部文化財保護課 ☎(42)3515



▲正中の板碑



市長随感

栗原市長 佐藤 智

ホッケーのまちくりはら

2月19日(月)に、日本ホッケー協会の創立100周年記念式典に出席いたしました。昨年11月に、市のホッケーを通じて地域活性化の取り組みが評価され、同協会より、全国のホッケー関連組織などの連携強化を目的とする「ホッケータウン」に認定されたため、案内されたものです。

市でホッケーが行われるようになったきっかけは、平成2年の宮城インターハイホッケー競技の会場地となったことです。平成13年の宮城国体では、築館地区と一迫地区がホッケー競技の会場となり、私も担当職員として運営に携わり奔走しました。

その後、カナダやドイツ代表との東北初の国際親善試合や、全日本中学生ホッケー選手権大会が開催され



▲日本ホッケー協会創立100周年記念式典